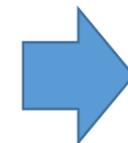


<現在提案しているもの>

基準	内 容	例示（解説）
基準1 原則	<p>学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が、3年連続14人以下となる場合（2年制の場合は、4歳児の入園児数が14人以下となる場合）は、翌年4月から統廃合とする。</p> <p>（2年制の場合は、翌年4月に4歳児学級を休園とする。また、統廃合を決定した後の園児募集は行わない）</p>	<p>【平成30、31、32年度の学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が、いずれも14人以下の場合】 33年4月に統廃合とする。</p>
基準2	<p>基準1にかかわらず、学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が、2年連続9人以下となる場合（2年制の場合は、4歳児の入園児数が9人以下となる場合）は、翌年4月から統廃合とする。</p> <p>（2年制の場合は、翌年4月に4歳児学級を休園とする。また、統廃合を決定した後の園児募集は行わない）</p>	<p>【平成30、31年度の学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が、いずれも9人以下の場合】 32年4月に統廃合とする。</p>
基準3	<p>基準1及び2にかかわらず、新年度の園児募集終了時点（11月中旬）において、4人以下の出願者数となる場合（2年制の場合は、4歳児の出願者数が4人以下となる場合）は、翌年4月より休園とし（2年制の場合は、4歳児学級を休園する。）、当該年度末をもって統廃合とする。（休園後の募集は行わない）</p>	
例外	<p>基準1、2及び3により、同一地区公民館区域において、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合や、市立の認定こども園が設置されるまでの間に市立幼稚園がすべて統廃合となる場合には、地域の実情を勘案して総合的に判断する。</p> <p>各地区公民館区域に、市立の認定こども園を設置する際は、当該基準に関わらず、別途、同地区内の他の市立幼稚園の統廃合を検討する。</p>	<p>佐賀関幼稚園、野津原幼稚園等地区公民館区域に市立幼稚園が1園の場合、園児数に関わらず、地域の実情を勘案して総合的に判断する。</p>

<変更案>



基準	内 容
基準3 変更案	<p>基準1及び2にかかわらず、新年度の園児募集終了時点（11月中旬）において、4人以下の出願者数となる場合（2年制の場合は、4歳児の出願者数が4人以下となる場合）は、翌年4月より休園とし（2年制の場合は、4歳児学級を休園する。）、当該年度末をもって統廃合とする。（休園後の募集は行わない）</p> <p>ただし、園児を募集した年度の学級編制基準日（入園式の日）の園児数が15人以上（2年制の場合は、4歳児の園児数が15人以上）である場合は、休園した年度に翌年度の園児募集を行うこととする。</p> <p>その出願者数が5人以上の場合は、休園した年度から起算して、基準1又は基準2を適用し、出願者数が4人以下の場合は、当該年度末をもって統廃合とする。</p>

※当該統廃合基準は、平成30年度の学級編制基準日（入園式の日）から適用する。

※この基準の適用に当たり、平成29年度の暫定的な措置により平成30年度を休園した園については、基準3にかかわらず、平成31年度の園児募集を行うものとする。

今後の市立幼稚園の休園・統廃合イメージ図（案）

